



改憲とどう向き合うか

——「国民的憲法合宿」の体験から——

水 島 朝 穂

(早稲田大学法学部教授／憲法再生フォーラム共同代表)

▼正月早々の面白い経験▲

正月明け、雪の軽井沢で面白い体験をした。市民が憲法について討論する「国民的憲法合宿」の収録に参加したのだ。フジテレビ系の「ノンフィックス」という番組で、「シリーズ日本国憲法——第96条憲法改正——」である。年齢も職業も、憲法に対する意見も異なる市民が、ロビーに『産経新聞』しか置いていない保養所で、まる二日間の合宿を行なう。そこで、あたかも陪審員のように、改憲について一つの結論を出すという趣向である。街頭で声をかけられるなどして集められた「一二人の怒れる男」ならぬ、「六人の浮世の男女」（二六歳から七二歳まで）に対して、改憲派の論客・小林節氏（慶応大学法学部教授）が検察官役で「冒頭陳述」を行ない、弁護人役の私が「弁論」を展開する。三つのセッションごとに二人の意見が戦わされる。その後、両者のやりとりを参考にして市民だけで討論が行なわれる。それは全員一致の結論が出るまで続けられる。当初、私は、改憲論議を刑事裁判に見立てた設定に違和感があったが、やってみるとこれがなかなか面白かった。

▼対立した意見と一致した意見▲

「合宿」の冒頭で参加者が態度表明をしたが、そこでは「改憲」三と「護憲」三に見事に割れた。もともと、「改憲な感じかな」という三四歳の元自衛官から、「子どものこと

を考えると護憲」という主婦に至るまで、参加者の意見はかなり感覚的なものだった。

「今なぜ憲法を変えるのか？変えないのか？」から始まる三つのセッションを通じて、当然のことながら小林氏と私の意見は対立した。「九条をなぜ変えるのか？変えないのか？」というセッションでは、「中国が攻めてきたらどうするのか」という議論に入り込み、その時点では「改憲」四、「護憲」二の傾きになった。

日が沈み、外が暗くなった頃、「憲法とは何なのか？」という最後のセッションに入って、小林氏と私の意見がピタリと一致する場面が生まれた。「憲法は権力者を拘束し、制限する規範である」というのは立憲主義の常識である。この点を曖昧にした改憲派の議論を私が批判すると、小林氏もこれに同意しつつ、改憲派のなかにある倒錯した発想、例えば、家族のあり方などを憲法に書き込み、国家が市民に説教するかのような主張を厳しく批判した。さらに小林氏は、政治家たちが憲法改正手続を容易化（三分の二から過半数へ）するための改憲には反対した。このほかにも、立憲主義を軽視する改憲派の主張に対して、小林氏は鋭い批判論を展開。自衛隊イラク派遣は違憲と明言したのである（小林節「タカ派改憲論者はなぜ自説を変えたか？」『現代』二〇〇五年二月号参照）。おりをみて司会者が、「皆さん、憲法が権力者を拘束するものだということが知っていましたか？」と問うと、全員が手を挙げずに沈黙した。

夜九時前、小林氏とフジテレビ保養所をあとにした。「情報が多すぎて大変だあ」という一参加者のつぶやきが耳に残った。二人のやりとりから参加者が受けた情報の量は相当なものだろう。意見の異なる研究者が目の前で渡り合うのを聞きながら、直接質問して確認しつつ比較検討できるという意味では、参加者が受けた情報の質は高い。

残った六人の老若男女は、翌日の夜までずっと議論を続けた。そして、全員一致で、「なかなか素敵な結論」（番組スタッフ）に到達したという。本稿執筆時点では、まだ番組が放映されていないので、私も最終評決の結果を知らされていない。深夜番組だが、本誌の読者も、当該テレビ局のイメージで判断せずに、その内部で頑張っている良心的レビュマンたちの努力を知ってほしいと思う。

▼96条の改変には全員反対▲

六人の男女が出した最後の結論を推察する上で、一つのヒントがある。それは、討論途中の中間評決で、「憲法改正を容易にするための改正手続（第九六条）の改正には、全員一致で反対」という結論が出たところだ。立憲主義の基本的な考え方のところでは、小林氏と私の間に大きな違いはなく、市民はその点を踏まえて議論を続けた。その結果、九条改憲では賛成・反対の平行線が続いたものの、九六条改憲については全員一致で反対という結論を導いたわけである。これはとても意義深いことだと思う。

各種の世論調査では、憲法を変えることに賛成か、反対かという一般的な問いかけがなされるので、七割以上の人が賛成と答える。「古くなったものを改正してなぜ悪い？」と問われれば、これに反論するには相当なエネルギーが必要となる。だが、実際に「何を」「どのように」変えるのかという具体的な問い方がなされれば、憲法を積極的に変える側の説明負担は増大する。この合宿の体験は、明確な論点の提示と十分な情報提供が行なわれ、かつ（ここが重要！）十分な議論の時間が確保されれば、市民はきちんとした判断能力を発揮する可能性があることを示唆する。だからこそ、改憲側は冷静な議論に時間をかけることを嫌い、「とにかく変えよう」という「改憲ムード」を煽るのである。

なお、小林氏とは初対面だったが、朝から夜半まで計一二時間議論したことになる。お会いする前に抱いていた誤解は解消され、お互いの認識と見解の違いがピュアな形で明確になった。これも「合宿」の成果だったように思う。小林氏の改憲主張には賛成できないが、その背後にある思いや問題意識については理解できた。顔の見える距離で、時間をかけて議論をすることの大切さと思う。改憲派とされる人びとも決して一枚岩ではなく、主張の背景や意図なども理解した上で批判することが必要だろう。

▼憲法に向き合う主体的姿勢▲

「合宿」から得た教訓はいろいろある。こ

こでは二点だけ述べておきたい。一つは、憲法問題を論ずる際の「作法」に関わる。もう一つは、より一般的になるが、認識や意見の違いをどのように克服していくかという方法論に関わる問題である。

まず第一点目。憲法大臣として知られる金森徳次郎国務相が、日本国憲法公布当日の講演で述べた言葉をまず引用しよう。

「この憲法こそは成程これは法文でありますから活字で印刷してあり、インキをもつて紙の上に記述されているものでありますけれども、頭を変えて本体を見よ、これは国民の感情をもつて記されてあるものであり、国民の心の上に刻み込まれてあるものであります。この憲法に対して客観的の批評をするのが国民の任務ではありません。国民がこれによって実行によって憲法を肉付けするという所に国民諸君の義務がある」（『新憲法の解説』兵庫県社会教育協会（一九四七年三月発行））。

ここには、憲法尊重擁護義務が国民には課されておらず（憲法九九条）、その代わり、自由・権利を発展させる「不断の努力」（同二条）が要求されていることとの関連で、国民に憲法への主体的な姿勢が求められているように思う。「古くなったから改正しよう」とか「環境権がないから改憲を」というのも、没主体的な態度ということになる。憲法規範に反する現実を、どのように規範に近づけていくかという地道な努力が求められることはもちろん、人権をめぐる新しい状況が生まれても、プラクシス（解釈、運用）によって憲法を「肉

付ける」努力を行なった上で、将来、どうしても規範変更が必要であるということが大方の認識になった時に初めて、市民の側から改憲の提案が生まれてくるわけである。だから、権力担当者が自らに対する「規制」を緩和するために、「権力にやさしい憲法」を求めて改憲の提案をしてきた時は、市民はこれを疑ってかかるのが正しい。「肉付ける」努力を主体的に行なう市民の側からは、憲法改正国民投票のフライングぎみの提起や、安易な改憲「対案」は、その狙いや問題意識は理解できるものの、さまざまな政治力学が錯綜する現実政治の文脈では、逆効果になるおそれがあることに注意すべきだろう。

憲法への主体的な姿勢は、憲法九条についても求められる。憲法の歴史は、のつべらぼうに展開してきたわけではないし、これからもそうである。事柄は一般的な政策論議ではなく、憲法という国の最高法規に関わることを忘れてはならない。憲法九条に反する現実が半世紀以上にわたって存在しているが、この規範と現実のズレないし乖離は、歴史的に形成された、さまざまな矛盾の総和である。例えば、「自衛のための必要最小限度の実力（自衛力）」は合憲だが、それを超える「戦力」は違憲という政府解釈（一九五四年）も、憲法九条とそれを支える世論や運動なしにはあり得なかった。そうした「矛盾」はのっぺりと作り出されたのではなく、その時々さまざまな力学の総和として生まれたわけである。いま、権力担当者のなかに、憲法その

ものを軽視・無視・蔑視する傾向が生まれている。これは危機的状況と言える。相手がどんな憲法を無視してくるときに、憲法九条の規範力を弱める議論をこちらから用意してあげる必要はないだろう。憲法九条は、「普通の憲法」の「軍事的合理性への懐疑」から、「軍事的合理性の否定」へと一段飛躍した憲法なのである。その特質を改めて認識すべきだと私は考える。

いまも昔も、権力担当者にとって、憲法の「無害化」は重要な課題である。憲法をまともを守るとうとしない権力担当者にとって、「権力にやさしい憲法」が生まれれば、それを守るという保証があるだろうか。また、そうやって「無害化」された憲法を誰が注目するだろうか。憲法といっても「たかが紙切れ」である。が、厳肅な言葉で綴られた条文の背後には、長年にわたる人びとの歴史的営みが息づいている。そうした歴史への謙虚な眼差しと態度を忘れてはならないだろう。憲法実践（権力者の側だけでなく、市民側の憲法実践の蓄積）をどう評価するか。そうした視点なしに、半世紀の憲法実践を簡単に切り捨てることはできないだろう。憲法九条を厳格に解釈する立場（非武装・無軍備・恒久平和主義）の理念と実践について、丁寧な検証が求められる所以である。

▼憲法の背後にあるアジアの民の声▲

「冷戦が終わったから」という枕詞も、平和論における思考停止につながりかねない。

憲法は、国家権力の対外的発動（自衛戦争を含む）に厳格な制約を課している。こうした「禁止規範」の側面と同時に、憲法は、軍事の方向を遮断した上で、軍事力によらない「平和の創り方」を求めている。市民の国際的な活動に対して、常に憲法は開かれている。「平和を愛する諸国民（peoples）の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」（憲法前文第二段）という下りは、よく「平和を愛する国家ばかりではない」とすり替えられ、揶揄されるが、よく読んでみよう。国家ではなく、「平和を愛する」複数の人民が想定されている。しかも、私たちの努力によって、積極的にそうした人びととの連携・連帯を生み出していくという、将来にわたる積極的で主体的な平和の営みが期待されている。軍事力に代わる、「もう一つの平和構想」の重要なポイントである（拙著『武力なき平和——日本国憲法の構想力』岩波書店参照）。だから、日本国憲法があるから「国際貢献」ができないというのはまやかしで、憲法が禁止・遮断した方向と内容こそ問うべきだろう（イラク戦争への協力、「不安定な弧」の軍事管理など）。そうした憲法的選択の背後には、六〇年前のヒロシマ・ナガサキとアジアの無数の「声なき声」があることを忘れてはならない。「冷戦の終結」によっても、その規範の原点を動かす必要はないし、九条規範に現実を近づける条件と可能性は今後むしろ高まってくるとさえ言える。こうした九条厳格解釈の立場を維持することは、

五四年解釈をとる立場の人びと（箕輪登元防衛政務次官等々）との連携を強めこそすれ、それと対立するものではない。

▼顔の見える距離での議論の重要性▲

二つ目に、「護憲」を標榜する人びとの間でも、さまざまな意見の対立が起こりうるし、現に起きている。紙幅の関係で詳しい中身には立ち入れないが、何よりも顔の見える距離で議論することが大切だろう。小林節慶応大教授との一二時間にわたる議論は、お互いの意見のどこが、どのように異なるのかをきわめて鮮明にしてくれて、実に有益だった。運動団体内部では、むしろ、改憲に反対するという実践的意識とその勢いが、微妙な意見の相違を埋めていくエネルギーを省いてしまう傾きがある。

だからこそ、トラブル解決の二つの要素である「距離」と「時間」を応用することが大切だろう。「距離」という点では、顔の見えないところで批判するのではなく、直接顔の見えるところで議論することが重要である。とつても便利なネット世界（掲示板やメーリングリスト「ML」など）は、簡単に距離が近いと思いきや、実は距離は無限大に遠いのである。だからこじれるとやっかいである（直接話ししましょう！）。

「時間」という点では、まず過去に経験と教訓を求めること。歴史への誠実さはここから生まれる。それから、文字通り時間をかけて議論をすること。あるいは対立した場合に

は、お互いにしばらく時間をおくという「消極的時間」の活用も大切だろう。意見の異なるものが重要課題でギリギリの一致を得るためには、こうした「距離」と「時間」の創造的応用がどうしても必要である。

最後に一言。自分の戦争体験や平和運動の経験、平和への思いを語ることはこれからも大切である。だが、その体験や思いをそのまま憲法九条につなげるだけでは足りない。人びとの心に「届く言葉」を探すことが求められるのである。金森が語った「憲法を肉付けろ」という努力は「届く言葉」という点でも示唆を与えてくれよう。私のホームページ「直言」(<http://www.asaho.com/>)は、その努力の個人的で、ささやかな継続でもある。（二〇〇五年一月一日稿）

【編集部注

フジテレビ系の「ノンフィックス」は毎週火曜の深夜に放映されている番組です。水島さんが参加された討論会記録の放映日時は、3月8日（火）深夜2時の予定とのことですが、当日の番組でご確認ください。

水島さんの著書は多数ありますが、入手容易なものでは『改憲は必要か』岩波新書（編著）、『同時代への直言』高文研、『世界の「有事法制」を診る』法律文化社など。なお、水島さんが中心となったサンダーボードと法を考える会編『きみはサンダーボードを知っているか』日本評論社は今絶版ですが、図書館などでぜひごらんください。】

（28ページよりつづく——山口素明）

進をしたあと、首相が住まう五反田の高級住宅街に向かう。それぞれが準備した首相への要求書、あるいは当日行動できない人びとから託された要求書を携え、小泉首相に面会を求めたのだ。私たちがこだわったのは、発せられた言葉を届けること、責任を負うべき者の責任を問うこと、そして何よりも襲撃されているイラクの人びとの暮らしを、襲撃を支援する小泉純一郎の暮らしに結びつけることであつた。だから私たちは首相官邸ではなく、彼の暮らしがある公邸を要求先に選んだのである。「自衛隊のイラク派遣延長を中止すること」「イラクから即時撤退すること」「占領中止をアメリカに要求すること」「戦争責任をとって首相を辞すること」、実行委員会が掲げた五つの要求は、責任者の暮らしの中にこそ届けられる必要があつた。

戦争犯罪人の休日是一日の始まりに空の青さを仰ぎ見て、静謐な闇に包まれて終わる。彼は決して頭上を舞うヘリへの哨戒から始まる一日を、夜陰に眼を凝らして終えることなどない。この圧倒的な落差を私たちは見つめる必要がある。この落差に慣れてしまうのではなく、常に驚愕し、慌てふためき怒りを覚えることこそが必要だ。今回の行動は小泉を包囲して動揺させるまでには至らなかつた。しかしそうすることは絶対に必要なのだ。（やまぐち・もとあき 海外派兵をやめろ！戦争抵抗者の会）